

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八第一項の規定によつて、安芸高田市高宮町所在の原山地区営営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・区画整理事業）変更計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画が定められたことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して六か月以内に広島県を被告としてこの変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧期間

平成二十九年十二月二十一日から平成三十年一月十日まで

二 縦覧場所

安芸高田市役所